

杉並区立久我山小学校「いじめ防止基本方針」改訂版

本方針は、人権尊重の理念に基づき、久我山小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に策定する。

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

2. いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、学級担任、専科、スクールカウンセラーからなるいじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

3. いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み（別表参照）

いじめに関するアンケートを年3回実施し、状況を認知するための重要な資料の一つとして、アンケートは3年間校内で保管する。

4. 組織的な指導体制と関係機関との連携

- (1) いじめ防止対策委員会を核として組織的な対応を図りつつ、外部の関連機関として教育委員会、子ども家庭支援センター、杉並児童相談所、高井戸警察、民生児童委員等との連携を図る。
- (2) いじめにより心身に被害が生じた場合は、済美教育センター、子ども家庭支援センター、東京都児童相談センター、SSW等の関係機関と連携して対応するとともに、必要に応じてPTA役員、学校支援本部にも働きかけ、積極的に保護者・地域の協力を求める。
- (3) いじめ防止対策委員会を中心に、担任だけが抱えない組織体制を築く。また、校内の相談窓口としてスクールカウンセラーも対応する。また、学校は必要に応じて済美教育センターや家庭支援センター、SSW、杉並児童相談所等へ相談を行う。

5. 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者への支援やいじめを行った児童の保護者に対する指導を行う。また、事実確認により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供する。

6. 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を行った上で、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為を理解、反省し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

7. 学校評価の実施

いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、改善を行う。

別表 「いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組み」

1. 学校全体としての取り組み

		児童にかかわること	保護者との連携・依頼
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○全教育活動を通した人権教育の充実 ○道徳の時間の指導の充実による正しい判断力の育成 ○コミュニケーション能力の育成によるよりよい学級・学校での人間関係づくり ○安心できる学校・学級づくりと豊かな体験活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○何でも話せる親子関係の構築 ○友達のよいところを見付ける目 ○家庭、学校、社会のルール尊重と携帯電話、インターネット、ゲーム等の情報機器の使用の約束づくり ○保護者同士のよりよい人間関係づくり
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れている児童への声かけ ○日々の友達関係の悩みを担任に相談する学級づくり ○いじめアンケート、個別面談での情報収集 ○児童の作品や持ち物等へのいたずらの早期発見対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○持ち物、服装の汚れや破損、紛失、ケガのチェック ○日常的な子どもの状況に気付く目 ○学校の話をしたがらなくなる子どもへの対応と学校行きながらなくなる子どもへの対応等 学校への情報提供
いじめの早期対応	暴力を伴う・伴わないにかかわらず認知されたいじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的、精神的な被害状況の把握とSCによる適切な対応 ○全教師による被害を継続させない体制づくりの確認 ○暴力を伴ったいじめの場合は身柄を保護する ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の思いを理解し、子どもの不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取り組みへの理解を求め協力してもらう
		<ul style="list-style-type: none"> ○やったことの実事確認と「いじめは絶対いけない」という強い指導に基づく反省と謝罪 ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決 ○暴力を伴ったいじめの場合は身柄を確保する ○関係機関（警察、児童相談センター等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞くように依頼する ○被害児童への誠意ある謝罪等の対応をさせる
	行為が明確でないいじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の心情を聞き取り、学校は「いじめから全力で守っていく」ことを約束する ○全教師による被害を継続させない体制づくりの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守る姿勢を第一に、子どもの不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取り組みへの理解を求め協力してもらう
		<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で、関係する児童に事実確認を行う ○いじめの理由や背景を把握し、根本的な解決を図る ○SCや全教員による継続しいじめ防止体制を築く 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞くように依頼する ○事実確認後、被害児童への謝罪等の対応をさせる
直接関係がない児童への対応		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを傍観していることは、いじめをしていることと同じであることを強く指導する ○友達に流されず、正しい判断をして、自分の意思で正しい行動ができることの大切さを指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子どもが関わっていなくとも、いじめにかかわる情報があつた場合は、学校に連絡する ○どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意志を育てていく

2. 家庭や地域との連携

①各家庭での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子どもに関心をもち、子どものストレスや不安に早期に気付くことのできる親であること ○よいこと、悪いことに正面から対応し、毅然とした態度で接する親であること ○子どもと日頃から積極的に会話をし、今の悩みや将来の夢を素直に話し合える親であること ○自分がされたくないことは、人にもしないという相手の立場を大切にすることをしっかり教える親であること
②地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域の中で子どもは育つ」ことを再確認し、町会や各種関係団体と連携し、地域の教育力を高めていく ○子どもたちへの積極的なあいさつ、声かけを励行する ○地域行事を保護者にも知らせ子どもたちの積極的参加を促す ○気になる子どもの言動を、すぐに学校に情報提供できる体制を醸成する